

JIS 認証登録詳細事項

(省令第 14 条第 1 項に規定する事項)

認証番号	VI0610001
認証契約締結日	2010-7-23
被認証者の名称及び住所	株式会社 キャットアイ 大阪府大阪市東住吉区桑津 2 丁目 8 番 25 号
認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地	株式会社 キャットアイ 吉井工場 岡山県赤磐市福田 668
日本工業規格の番号	JIS D 9452
日本工業規格の種類又は等級	フロント、リヤ、サイド、ペダル
鋳工業品の名称	自転車ーリフレックスリフレクタ
認証の区分	自転車ーリフレックスリフレクタ
認証の範囲	フロント(普通形、広角形)、リヤ(普通形、広角形)、サイド(普通形、広角形)、ペダル(普通形)
表示事項	<p>1) 認証マーク</p> <p>2) 認証マークの近傍に次の事項を表示する。</p> <p>① 日本工業規格の番号(ただし、鋳工業品の形状又は鋳工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本工業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。なお、ランプとの複合製品の場合は、ランプの日本工業規格との混同も想定されるので表示方法で示す方法により表示する。)</p> <p>② 財団法人日本車両検査協会の略称</p>
表示事項の表示方法	<p>1) 認証マークは単色とし、1 製品ごと、ただし、フロント、リヤ及びサイドリフレクタの場合直径 5mm 以下、またペダルリフレクタの場合は直径 3mm 以下及び 1 包装ごと直径 5mm 以上大きさで表示する。</p> <p>2) 1 製品ごと、レンズ又はハウジングの表面に浮き出しし又は刻印する。</p> <p>3) 1 包装ごと、外面に印刷し、押印し又は証紙を付ける。</p> <p>なお、ランプとの複合製品の場合は、ランプの日本工業規格との混同も想定されることから、日本工業規格の番号は 1 製品ごとにも必ず表示するものとし、表示の方法は、2) により認証に係る製品の購入者が容易に識別できる適切な箇所</p>

	<p>に行うものとする。</p>	
付記事項	<p>1) 認証番号(ただし、1 製品ごとに表示が困難である場合は、1 製品ごとは省略できるものとする。)</p> <p>2) 製造業者名称又は略号</p>	
付記事項の表示方法	<p>1) 1 製品ごと、レンズ又はハウジングの表面に浮き出し又は刻印する。</p> <p>2) 1 包装ごと、外面に印刷し、押印し又は証紙を付ける。</p>	
現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品の認証に係る事項	個数又は量	—
	識別番号又は記号及びその表示方法	—
認証に係る法の準拠条項	工業標準化法第 19 条第 1 項	